

準 備 審 査 書

堺環総第1634号
平成21年9月7日

株式会社堺クリーンシステム
代表取締役社長 米田 勝司 様

堺市長
木原敬介

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

平成21年3月23日付けで提出のあった標記準備書について、環境の保全の見地から検討した結果、堺市環境影響評価条例第32条第1項の規定により下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 全般的事項

ガスエンジンの機種の見直しを行う場合は、同等の効率を考慮した機種を採用すること。

海上輸送を積極的に採用することによる工事車両台数の削減について評価書に記載すること。

2 大気質

施設の稼働に伴う大気質への影響を最小限にとどめるため、排ガス中の大気汚染物質濃度の監視や排ガス処理設備の定期点検等の運転管理を適切に実施すること。

施設関連車両及び工事用車両からの大気汚染物質排出量を低減するため、車両の点検・整備の励行や、急加速発進禁止、アイドリングストップなどのエコドライブについて十分指導を徹底すること。

沿道における二酸化窒素が環境基準を超えている個所があること、及び近隣事業所等に起因する交通量を含む将来交通量については不確実性があるため、施設供用時に交通量調査等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて収集車等の走行時間帯を調整するなどの適切な対策を講じること。

工事の実施に当たっては、建設機械の点検・整備を励行し、大気汚染物質排出量を低減するように努めること。

事業の実施に当たっては、準備書に記載している環境保全対策を徹底すること。

工事における車両のタイヤによる粉じんの飛散を防止するため、退出口での交通整理員によるタイヤの確認を徹底すること。

3 水質

雨水排水口 No.2 からの排水についても、水質汚濁を防止するための適切な対策を実施すること。

工事における車両のタイヤ洗浄水の処理方法について評価書に記載すること。

4 土壌汚染

掘削土は全量事業計画地内で利用される計画となっているが、事業計画地外へ持ち出す必要がある場合は分析を行い、適切な処置を行うこと。

5 騒音・振動・低周波音

施設関連車両及び工事用車両については、道路交通騒音対策として取り組むべき指導・啓発方法を検討し、評価書に記載すること。

道路交通騒音は現状及び将来予測において環境基準に適合しないことから、施設関連車両及び工事用車両の適切な車両整備及び走行時間の調整を行うなど、道路交通騒音の影響を可能な限り軽減するよう環境保全対策を徹底すること。

6 悪臭

臭気濃度(最大濃度)の予測結果はいずれの気象条件においても10未満であるが、悪臭の影響を可能な限り低減するため、環境保全対策を徹底すること。

7 自然環境

事業計画地のイネ科の一年生草本はほとんど帰化植物であると考えられるため、矛盾が起きないように評価書において記述を修正すること。

事業計画地内の緑地の整備に当たっては、東側境界部については極力樹木を残して造成を行うとともに、新たに植栽を行う箇所については、樹種の選定等について専門家の意見の確認及び市の関係部署との協議を十分に行うこと。

事業計画地はユキヤナギの本来の自生地ではないと考えられることから、評価書において移植に関する記述を修正すること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場

自然との触れ合いの場については、見学者及び従業員が活用できるように配慮して計画するとともに、その整備計画の具体化に当たっては、緑化計画とあわせて、専門家の意見の確認や市の関係部署との協議を十分行うこと。

9 景観

白煙発生条件に該当する時間数は1年間で約6%であり、白煙が発生する可能性があることから、白煙防止に係るエネルギーを勘案した上で、白煙による景観阻害について環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

施設は「堺市景観条例」に基づく大規模建築物等に該当することから、条例に基づく助言・指導に十分配慮すること。

10 廃棄物・発生土

本施設から発生するスラグについては、JISによって定められた分析方法により分析を実施し、安全性の確認を確実にすること。

掘削時に産業廃棄物に該当するものが排出された場合は、市の関係部署と協議の上、適切に処理すること。

11 地球環境

羽口の多段化技術、ダスト吹込技術、都市ガス吹込技術により、コークスの使用量の削減が図られていると考えられるが、今後の技術の進展により、さらなる使用量の削減に努めること。

省資源・省エネルギーに配慮した施設設計及び設備の導入に積極的に取り組んでいくこと。

バイオマス木炭(バイオコークス)等の使用による温室効果ガスの排出量の削減については、積極的に取り組んでいくこと。

太陽光発電等の自然エネルギーや未利用エネルギーの導入についても検討するなど、「堺市環境モデル都市行動計画」における削減目標の達成に十分配慮した施設計画について検討すること。

ガスエンジンによる発電等については、温室効果ガスの排出量は増加する可能性があることから、その常用化については、経済性のみではなく、温室効果ガスの排出量についても十分検討すること。なお、ガスエンジンを常用化した場合の温室効果ガス排出量については、評価書に適切に記載すること。

12 その他

安全

- * 特定事業者(石油コンビナート等災害防止法第2条第6項に定められている第1種事業者及び第2種事業者)としての要件を満たさない場合であっても、特別防災区域内の事業者として積極的に地域ぐるみの防災に取り組むこと。
- * 地域防災上問題がないよう、関係部局と協議した上で、必要な措置を確実に講じること。
- * 地震時の安全が確保できるよう、地質調査結果を踏まえて、適切な工法を選定すること。
- * 危険物(潤滑油、油圧作動油、燃料油等)、高温溶融物(灰分、金属、せともの、ガラス等の不燃物)の安全性に関して、評価書に記載すること。

事後調査

- * 事後調査の方針は以下のとおりとすること。
 - ・ 窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等は排出量が大いこと等から、自動計測を実施するとともに、堺市大気汚染発生源監視システムに接続し、一時間値データの送信を実施すること。
 - ・ 悪臭については1回の調査だけで規制基準達成状況を判断することは困難と考えられることから、複数年調査を実施すること。